

## 第6章 計画の推進

### 1 推進主体

私たちの生活や活動は地域及び地球全体の環境と深く関わっており、各主体が環境への意識や責任感を持ち、環境保全のために行動することが必要です。そのため、市民、事業者、学校、行政がそれぞれの役割を果たすことに加え、各主体が連携・協働して本計画の取組を推進していきます。

また、各主体の取組を促進するにあたっては、様々な生活様式や働き方、社会の状況などに適切に対応し、幅広い主体が参加できるよう配慮します。市民、事業者、学校、行政のパートナーシップによって良好な環境を保全・創造していくことにより、本計画の目標達成を目指します。

#### (1) 市民

市民は、自らの日常生活が地域環境はもとより地球環境にまで影響をおよぼし、環境に負荷を与えていることを理解し、生涯学習の場などあらゆる機会を活用して常に環境への関心を高めるとともに、省エネルギー・省資源など持続可能なライフスタイルの実践に努めます。

また、地域における環境保全活動に参加するなど、本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組みます。

#### (2) 事業者

事業者は、自らの事業活動が、環境に負荷を与えていることを認識し、環境汚染を防止するとともに、省エネルギー・省資源など環境への負荷の少ない事業活動に努めるとともに、環境産業分野への積極的な参入などにより、持続可能な経済・社会の発展に貢献します。

また、地域社会の構成員として、市民や市とのパートナーシップのもとに、本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境の保全と創造に取り組みます。

#### (3) 学校

学校は、環境に配慮した生活の工夫や、環境の保全と創造につながる行動に興味を持ち、考え、判断し、実行する力を育むことに努めます。

そのため、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び潤いの時間の教育活動全般に環境教育の視点を取り入れ、学習指導に活かします。

また、発達段階に応じたカリキュラムの充実とともに、すべての教職員、保育従事者が環境教育の重要性について共通の認識と理解を深めるなど資質向上に取り組みます。

#### (4) 行政

本市は、本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて、総合的且つ計画的に、良好な環境の保全と創造に関する様々な施策を推進します。

また、自らが事業者・消費者であることを自覚し、事務事業において率先して環境配慮に努めます。

さらに、市民、事業者等及び他の自治体などと連携を図りながら、環境情報の提供や活動支援、環境保全に関する基盤づくりを行い、本計画を効果的に推進します。

## 2 推進体制

本計画が目指す目標を実現するためには、本計画で定めた環境施策を総合的に推進していく必要があります。そのためには、市民、事業者、学校、行政等、すべての主体が連携し、新たな課題や様々な生活様式を踏まえて、環境の保全と創造に向けた行動をすることが大切です。

また、環境施策の取組状況や効果に客観性を持たせるため、本計画の点検・評価を年次報告書として作成し公表していきます。

さいたま市環境審議会は、本計画の推進状況について、客観的な視点から審議します。さいたま市環境審議会が年次報告書について、公表前に報告を受け、意見・提言を行います。

市民、事業者等は、各々の主体が役割分担のもとに目標の実現に向けた取組を推進するとともに、年次報告書の公表により本計画の点検・評価の結果について情報提供を受けたときは意見・提言を行います。

また、本計画の推進にあたっては、国や県、九都県市、他の政令指定都市及び他の自治体とも緊密に連携・協力していきます。

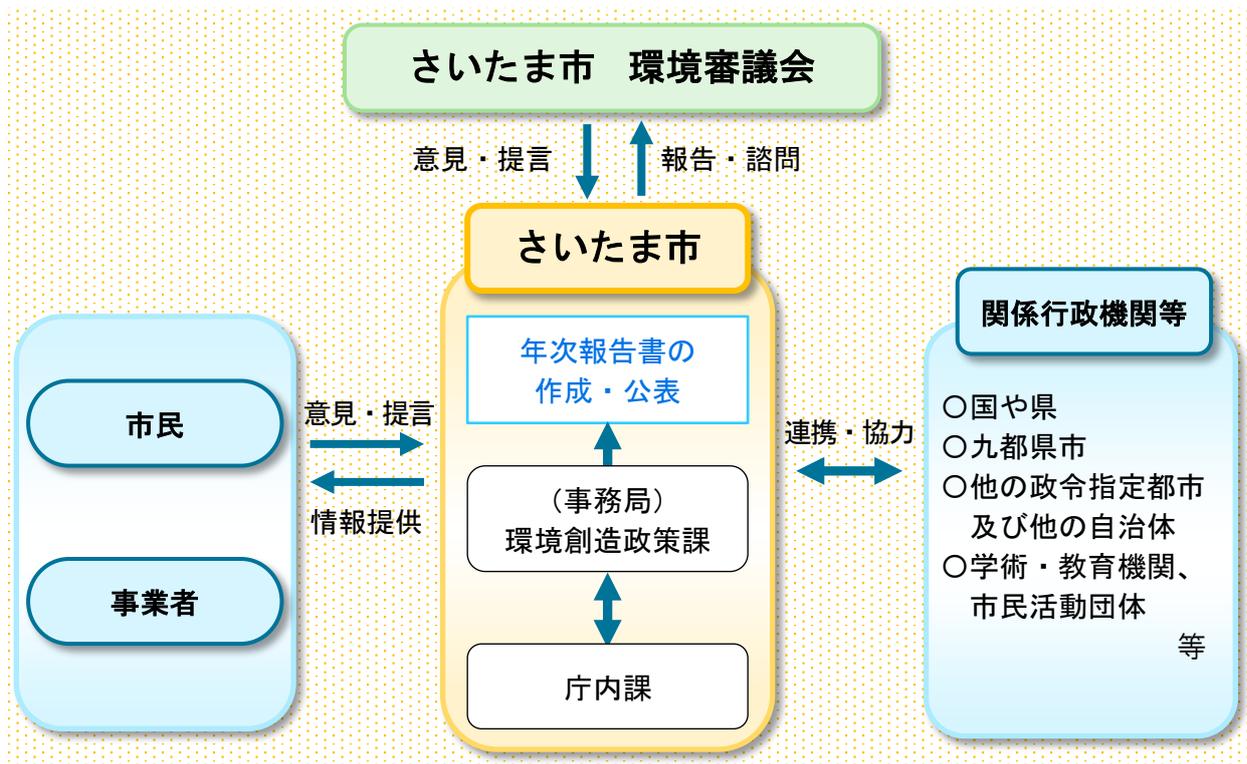


図 44 計画の推進体制

### 3 進行管理

本計画の進行管理は、市民、事業者、学校、行政等すべての主体のパートナーシップによって行います。

市民、事業者、学校、行政等すべての主体は、本計画に沿ってその責務や役割に応じた取組を決定します（PLAN：計画）。それぞれの取組を自主的、積極的に、パートナーシップのもとに実行します（DO：実行）。本市は、どのような取組が行われ、どのような成果があったかなどを毎年とりまとめ、年次報告書を作成し、公表します。また、環境審議会のほか、市民、事業者等からの意見や提言を踏まえ、本計画の目標の達成状況や取組の点検・評価を行います（CHECK：点検・評価）。点検・評価の結果に基づき、次年度の取組をより適切に行えるように、取組を見直します（ACT：見直し）。

これらのPDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の改善を図ります。PDCAサイクルは、計画の進行管理に係る全期間と、事業の進行管理に係る毎年度の2種類を運用します。前者のPDCAサイクルについては、長期にわたる計画期間の中間地点である令和7（2025）年度を目途に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

また、毎年度実施するPDCAにおいては、その時点の社会の状況等から判断し、実行することが必要な課題等が生じることも考えられることから、計画の推進の中で適切に対応しながら取組を進めていきます。

令和元年度～令和2年度

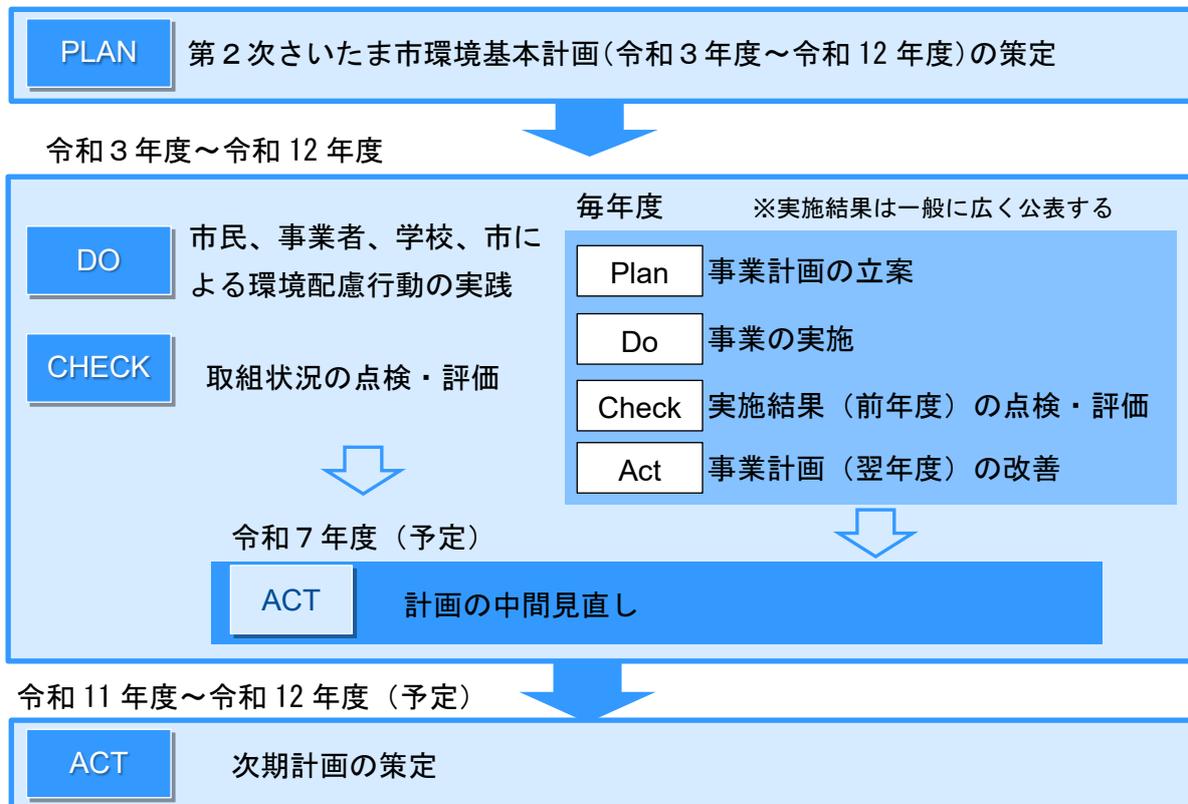


図 45 PDCAサイクルによる計画推進の流れ

#### 4 指標及び数値目標による評価

評価は、設定した指標の目標値に対する進捗状況により定量的に評価します。

#### 5 市民アンケート及び事業実施状況による評価

評価は、市民アンケートの手法により、望ましい環境像や5つの基本目標などについて、基本目標の達成時のイメージの実現状況をどのように考えるかを調査し定性的に評価します。

また、本市の各部署が実施する本計画に基づく施策や事業、取組の状況について把握し、評価します。